

改正

平成20年3月4日規則第18号  
平成26年3月28日規則第28号  
平成27年3月20日規則第21号  
平成27年10月9日規則第60号  
令和2年3月27日規則第19号  
令和3年9月24日規則第72号

山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則をここに公布する。

山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県立農林大学校の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

**第2条** 次に掲げる事務は、校長に委任する。

- (1) 条例第9条の規定による授業料、寮使用料及び入校料（以下「授業料等」という。）の免除又はその徴収の猶予（以下「免除等」という。）に関すること。
- (2) 条例第10条の規定による寮使用料の還付に関すること。

(授業料等の免除等の事由)

**第3条** 条例第9条の規定による授業料等の免除等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、成績優秀であると認められる者
- (2) 学生本人又は当該学生の学費を主として負担している者の住宅、家財等の財産が災害により損害を受け、授業料等の納付が困難であると認められる者
- (3) 山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）第11条の規定による休校の許可を受けた者
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる者

(授業料等の免除等の申請の手続)

**第4条** 条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日まで（前条第3号に該当する場合を除く。）に、授業料等免除（徴収猶予）申請書（別記様式第1号）に、知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続く期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより、前項に規定する知事が必要と認める書類の提出を省略することができる。

(免除等の取消し等)

**第5条** 条例第9条の規定により授業料又は寮使用料の免除等を受けている者は、当該免除等を必要とする理由が消滅したときは、授業料（寮使用料）免除（徴収猶予）理由消滅届（別記様式第2号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料又は寮使用料の免除等を取り消すことを決定したときは、当該免除等を受けている者に通知するものとする。

3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料又は寮使用料は、一時に徴収するものとする。

(虚偽申請等による免除等の取消し等)

**第6条** 知事は、条例第9条の規定により授業料等の免除等を受けている者が、虚偽の申請により当該免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第1項の規定による届出を怠った場合又は懲戒処分を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。

(委任)

**第7条** この規則の施行に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定めることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則**(平成20年3月4日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成26年3月28日規則第28号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年3月20日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則**(平成27年10月9日規則第60号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(令和2年3月27日規則第19号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例(平成18年7月県条例第48号)第9条に規定する授業料、寮使用料及び入校料の全部若しくは一部の免除又はその徴収の猶予に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、改正後の第4条の規定の例により行うことができる。

**附 則**(令和3年9月24日規則第72号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記  
様式第1号

年 月 日

山形県立農林大学校長 殿

山形県立農林大学校

学科 年

住 所

氏 名

授業料等免除（徴収猶予）申請書

下記の理由により授業料（寮使用料、入校料）を免除して（徴収猶予して）くださるよう山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

記

免除（徴収猶予）を受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日
免除（徴収猶予）を受けようとする理由	

年 月 日

山形県立農林大学校長 殿

山形県立農林大学校

学科

年

住 所

氏 名

授業料（寮使用料）免除（徴収猶予）理由消滅届

下記により免除（徴収猶予）の決定を受けました授業料（寮使用料）については、その免除（徴収猶予）の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立農林大学校の授業料等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 免除（徴収猶予）決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除（徴収猶予）を必要とする理由が消滅した理由